

令和 6 年 5 月 17 日 付け 県 公 報 第 518 号 を も っ て 公 告 し た 公 共 測 量 は、 次 の と お り 終 了 し た の で、 測 量 法（ 昭 和 24 年 法 律 第 188 号 ） 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る。

令 和 7 年 5 月 16 日

静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友

測 量 機 関、 作 業 の 種 類 及 び 終 了 年 月 日

測 量 機 関	作 業 の 種 類	終 了 年 月 日
国 土 交 通 省 中 部 地 方 整 備 局 浜 松 河 川 国 道 事 務 所	公 共 測 量（ 航 空 レー ザ 測 深 測 量 ）	令 和 7 年 2 月 28 日

=====

令和 6 年 8 月 30 日 付け 県 公 報 第 548 号 を も っ て 公 告 し た 公 共 測 量 は、 次 の と お り 終 了 し た の で、 測 量 法（ 昭 和 24 年 法 律 第 188 号 ） 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る。

令 和 7 年 5 月 16 日

静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友

測 量 機 関、 作 業 の 種 類 及 び 終 了 年 月 日

測 量 機 関	作 業 の 種 類	終 了 年 月 日
国 土 交 通 省 中 部 地 方 整 備 局 富 士 砂 防 事 務 所	公 共 測 量（ 用 地 測 量 ）	令 和 7 年 2 月 28 日

=====

令和 7 年 3 月 18 日 付け 県 公 報 第 604 号 を も っ て 公 告 し た 公 共 測 量 は、 次 の と お り 終 了 し た の で、 測 量 法（ 昭 和 24 年 法 律 第 188 号 ） 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る。

令 和 7 年 5 月 16 日

静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友

測 量 機 関、 作 業 の 種 類 及 び 終 了 年 月 日

測 量 機 関	作 業 の 種 類	終 了 年 月 日
掛 川 市	公 共 測 量（ 基 準 点 測 量 ）	令 和 7 年 3 月 26 日

=====

令和 6 年 7 月 5 日 付け 県 公 報 第 532 号 を も っ て 公 告 し た 公 共 測 量 は、 次 の と お り 終 了 し た の で、 測 量 法（ 昭 和 24 年 法 律 第 188 号 ） 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る。

令 和 7 年 5 月 16 日

静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友

測 量 機 関、 作 業 の 種 類 及 び 終 了 年 月 日

測量機関	作 業 の 種 類	終 了 年 月 日
静岡市	公共測量（3級基準点測量）	令和7年3月17日

=====

令和6年9月6日付け県公報第550号をもって公告した公共測量は、次のとおり終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年5月16日

静岡県知事 鈴木 康 友

測量機関、作業の種類及び終了年月日

測量機関	作 業 の 種 類	終 了 年 月 日
三島市	公共測量（数値地形図修正）	令和7年3月31日